アール医療専門職大学学則

第１章　総則

（目的）

第１条　アール医療専門職大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、専門性を求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開して、豊かな人間性と高い職業倫理を備え、障害のある幼児、児童等や地域在住高齢者の支援ができる人材を養成するための教育ならびに研究を実践し、全員参加型社会の実現に貢献することを目的とする。

（自己点検及び評価）

第 2 条　本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行うものとする。

2　前項の自己点検及び評価に関して、必要な事項は別に定める。

（情報の公表）

第 3 条　本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他多様な媒体を用いた周知に努め、積極的に情報を公表するものとする。

（教育内容等の改善）

第４条　本学は､授業の内容及び教授方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を行うものとする。

（学部、学科、定員）

第５条　本学に、リハビリテーション学部を置く。

2　リハビリテーション学部に理学療法学科及び作業療法学科を置く。

3　学部、学科、入学定員、収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
リハビリテーション学部	理学療法学科	40 名	160 名
	作業療法学科	40 名	160 名

（学部及び学科における教育研究上の目的）

第 6 条　リハビリテーション学部は、保健医療専門職としての責任感と使命感を持ち、高度な専門知識に基づく確かな技術を実践するとともに、全員参加型社会の実現に向けて支援できるために、医療提供施設だけの臨床実践能力に留まらず、地域との連携を意識した臨床実践能力を有することができる創造力豊かなリハビリテーション専門職業人を養成する。

2　理学療法学科は、全員参加型社会の実現の一翼を担う理学療法士を養成し、地域社会に貢献することを使命としている。倫理的な態度を持って適切な人間関係を築きながら、医療提供施設に留まらず、障害のある幼児、児童等や地域在住高齢者の支援にも活躍する領域を広げて理学療法士として地域社会に貢献できる人材を養成する。

3　作業療法学科は、全員参加型社会の実現に寄与できる人材を養成し、地域社会に貢献することを使命としている。生命倫理に基づき、あらゆる世代の地域における健康・医療課題を的確に把握し、作業療法士として積極的に障害のある幼児、児童等や地域在住高齢者を支援し、地域社会に貢献できる人材を養成する。

（修業年限）
第7条　学部の修業年限は、4年とする。

（在学年限）
第8条　学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第27条から第29条までの規定により入学した学生は、第30条の規定により定められた在学すべき年限の2倍に相当する年限を超えて在学することができない。

第2章　学年、学期及び休業日

（学年）
第9条　学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）
第10条　学期は、前期と後期に区分し、期間は次のとおりとする。
(1) 前期　 4月1日から9月30日まで
(2) 後期　10月1日から3月31日まで

（休業日）
第11条　休業日は、次のとおりとする。
(1) 土曜日及び日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
(3) 茨城県民の日 11月13日
(4) 夏期休業日　 7月第4週月曜から5週間
(5) 冬期休業日　12月第4週月曜から3週間
(6) 春期休業日　 3月第4週月曜から2週間
(7) その他、学長が臨時に定めた日
2　前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

第3章　教育課程、単位及び履修方法等

（教育課程）
第12条　教育課程は、授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分けて編成する。
2　授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目に分けて編成する。
3　学生が履修すべき授業科目及び単位数は、別表1から別表2のとおりとする。

（授業の方法）
第13条　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
2　学生等に対して、授業の方法、内容及び1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

（授業期間）
第14条　1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（単位の計算方法）
第 15 条　各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算出するものとする。
(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする
(3) 1 の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の併用により行う場合は、その組み合わせに応じて前 2 号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
2　前項の規定にかかわらず、卒業論文については、学修の成果を考慮して単位数を定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）
第 16 条　本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2　前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）
第 17 条　本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
2　前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）
第 18 条　本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2　本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
3　本学は、学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力（本学において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、本学における授業科目の履修とみなし、30 単位を超えない範囲で本学の定めるところにより、単位を与えることができる。
4　前 3 項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 16 条第 1

項及び第2項並びに前条第1項により、本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（試験）

第19条　各授業科目を履修した者には、単位認定のための試験を行う。試験は原則として学期末に行う。

2　試験は、筆記、口述、実技、レポートにより行うものとする。

3　疾病その他正当な理由により受験できなかった者には、追試験を行うことがある。

4　試験の成績が不合格のため、所定の単位を修得できなかった授業科目については、再試験を行うことがある。

5　各授業科目の受講時間が3分の1に満たないときは、原則としてその科目の試験を受けることはできない。また、実習については、実習時間の5分の1以上欠席した場合には、実習の評価を受けることはできない。

（成績）

第20条　授業科目の試験の成績は、S（100点から90点）、A（89点から80点）、B（79点から70点）、C（69点から60点）、D（59点以下）の5段階に区分し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

（単位の授与）

第21条　授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

第4章　入学、休学及び退学等

（入学の時期）

第22条　入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第23条　本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了する必要がある。）

(4) 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した18歳以上の者（12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了する必要がある。）

(5) 外国において、指定された11年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程を修了した者

(6) 我が国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程を修了する必要がある。）

(7) 高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を修了した者。

(8) 指定された専修学校の高等課程を修了した者

(9) 旧制学校等を修了した者

(10) 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEA レベルを保有する者

(11) 国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI）の認定を受けた教育施設の12年の課程を修了した者

（12）高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した者
（13）本学において個別の入学資格審査により認めた 18 歳以上の者

（入学の出願）
第 24 条　入学を志願する者は、本学所定の書類に第 47 条に規定する入学検定料を添えて提出しなければならない。
2　提出の時期及び方法については、別に定める。

（入学者の選考）
第 25 条　前条の入学を志願する者に対しては、試験を行い、その成績等により選考する。
2　入学者の選考に関して必要な事項は、別に定める。

（入学手続及び入学許可）
第 26 条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の学納金を納入しなければならない。
2　学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（再入学）
第 27 条　本学を卒業した者又は退学した者で､本学への再入学を志願する者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて再入学を許可することができる。
2　第 46 条第 3 項に定める懲戒処分により退学した者には、再入学を許可しない。

（編入学）
第 28 条　他の大学を卒業した者又は退学した者で、本学への編入学を志願する者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて相当年次への編入学を許可することができる。

（転入学）
第 29 条　他の大学に在学する者で、本学への転入学を志願する者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて転入学を許可することができる。

（再入学等の取扱い）
第 30 条　前 3 条に規定する入学を許可された者が既に履修した授業科目及び単位数の認定並びに在学すべき年限の取扱いについては、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

（転学科）
第 31 条　本学内において、他の学科への転学科を志願する者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて転学科を許可することができる。

（休学）
第 32 条　疾病その他やむを得ない理由により 1 か月以上修学することができない者は、保証人連署の休学願を学長に提出し、休学の許可を得なければならない。
2　疾病その他やむを得ない理由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は教授会の意見を聴いて休学を命ずることができる。

（休学期間）
第 33 条　休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、

学長は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
2　休学期間は、通算して4年を超えることができない。
3　休学期間は、第8条に定める在学年限に算入しない。

（復学）
第34条　休学期間中にその理由がなくなった場合は、学長の許可を得て復学することができる。

（留学）
第35条　外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。
2　第8条に定める在学年限に算入できる留学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、学長は1年を限度として留学期間の延長を認めることができる。
3　留学による授業科目の履修及び単位認定については、第15条の規定を準用する。

（転学）
第36条　他の大学への入学又は転入学を志望しようとする者は、保証人連署の転学願を学長に提出し、転学の許可を得なければならない。

（退学）
第37条　疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願を学長に提出し、退学の許可を得なければならない。

（除籍）
第38条　学生が次の各号の一に該当するときは、学長は教授会の意見を聴いて除籍することができる。
(1) 第8条に定める在学年限を超えた者
(2) 第33条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
(3) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
(4) 学費の納付を怠り、催促してもなお納付しない者

第5章　卒業及び学位等の授与

（卒業）
第39条　本学に4年以上在学して所定の課程を修了し、かつ、試験に合格して所定の単位を授与された者について、学長は教授会の意見を聴いて卒業を認定する。

（学位の授与）
第40条　学長は、前条により卒業を認定された者には、次の学位を授与する。
(1) 理学療法学科においては、理学療法学士（専門職）の学位を授与する
(2) 作業療法学科においては、作業療法学士（専門職）の学位を授与する

（資格の取得）
第41条　本学を卒業した者には、次の資格が与えられる。
(1) 理学療法学科を卒業した者には、理学療法士国家試験受験資格が与えられる
(2) 作業療法学科を卒業した者には、作業療法士国家試験受験資格が与えられる

第 6 章　科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

（科目等履修生）

第 42 条　本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて科目等履修生として入学を許可することができる。

2　科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

（聴講生）

第 43 条　本学において一又は複数の授業科目の聴講を志願する者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて聴講生として入学を許可することができる。

2　聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第 44 条　外国人で、本学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学長は教授会の意見を聴いて外国人留学生として入学を許可することができる。

2　外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第 7 章　賞罰

（表彰）

第 45 条　学生として表彰に値する行為があった者に対して、学長は教授会の意見を聴いて表彰することができる。

2　表彰に関して必要な事項は、別に定める。

（懲戒）

第 46 条　学生が、学則及び本学の定める諸規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、学長は教授会の意見を聴いて懲戒することができる。

2　前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4　懲戒処分の手続きに関して必要な事項は、別に定める。

第 8 章　入学検定料及び学生納付金

（入学検定料）

第 47 条　本学に入学を志願する者は、出願に際して別表 3 に定める入学検定料を納付しなければならない。

（入学時の学生納付金）

第 48 条　本学に合格した者は、別表 3 に定める入学金、授業料の 2 分の 1 に相当する額、施設設備費及び実習費を所定の期日までに納付しなければならない。

2　科目等履修生及び聴講生に係る学生納付金等は別に定める。

（学生納付金の納付時期）

第 49 条　学納金は次の区分で納付しなければならない。

（1）前期分　3月末日　授業料の2分の1に相当する額、施設設備費及び実習費
（2）後期分　9月末日　授業料の2分の1に相当する額
（3）特別に事情があると認められる場合には、延納及び分納を認めることがある。

（学生納付金の返還）
第50条　既納の入学検定料及び学生納付金は、返還しない。ただし、一定期間内に入学を辞退した者については、入学金以外の学生納付金を返還することができる。

（休学及び復学の学生納付金）
第51条　休学期間中の学生納付金は免除する。ただし、休学料として50,000円を指定期日までに納付しなければならない。

2　学期の途中から復学する場合は、既納している休学料を差し引いた学生納付金を納付しなければならない。

（退学、停学及び除籍の学生納付金）
第52条　退学を許可された者、命じられた者及び除籍された者は、その日の属する学期分の学生納付金を納付しなければならない。

2　停学を命じられた者は、停学期間中の学生納付金を納付しなければならない。

第9章　教職員組織

（教職員）
第53条　本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

2　本学に、副学長を置くことができる。

3　本学に、名誉教授、客員教授、非常勤講師及びその他必要な教育職員を置くことができる。

（学部長及び学科長）
第54条　学部に学部長を置くことができる。

2　学科に学科長を置くことができる。

（事務局）
第55条　本学に、事務局を置く。

2　事務局に事務長を置くことができる。

3　事務局に関して必要な事項は、別に定める。

第10章　会議及び委員会

（運営会議）
第56条　本学の運営管理に関する重要事項を審議するために、運営会議を置く。

2　運営会議に関して必要な事項は、別に定める。

（教授会）
第57条　本学の教育及び研究に関する重要事項を審議するために、教授会を置く。

2　教授会に関して必要な事項は、別に定める。

（委員会）
第58条　本学に、大学運営に必要な委員会を置くことができる。

2　委員会に関して必要な事項は、別に定める。

（教育課程連携協議会）
第 59 条　本学に、産業界及び地域社会との連携による教育課程の開設・編成・実施に関する基本的な事項やその実施状況の評価に関する事項を審議するために、教育課程連携協議会を置く。
2　教育課程連携協議会に関して必要な事項は、別に定める。

第 11 章　図書館及び附置組織

（図書館）
第 60 条　本学に、図書館を置く。
2　図書館に関して必要な事項は、別に定める。

（附置組織）
第 61 条　本学に、次の附置組織を置く。
(1)　人間発達創生研究センター
2　附置組織に関して必要な事項は、別に定める。

第 12 章　公開講座

（公開講座）
第 62 条　地域住民の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。
2　公開講座に関して必要な事項は、別に定める。

第 13 章　雑則

（改廃）
第 63 条　この学則の改廃は、理事会の議決を必要とする。

（細則）
第 64 条　この学則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附　則　この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表１（第 12 条第 3 項関係）

リハビリテーション学部理学療法学科　授業科目及び単位数

科目区分		授業科目の名称	単位数 必修	単位数 選択	履修方法	卒業要件
基礎科目	初年度セミナー	大学入門セミナー	1		必修科目12単位 選択科目8単位以上	次により、必修科目116単位、選択科目18単位以上を修得すること。 1. 基礎科目 20 単位以上 (1)必修科目 12 単位 (2)選択科目 8 単位以上 2. 職業専門科目 90 単位以上 (1)必修科目 88 単位 (2)選択科目 2 単位以上 3. 展開科目 20 単位以上 (1)必修科目 12 単位 (2)選択科目 8 単位以上 4. 総合科目 4 単位 (1)必修科目 4 単位
	人間と生活及び社会の理解	社会人基礎力		1		
		教育学	1			
		ジェンダー論		1		
		マナー接遇		1		
		社会学	1			
		文化人類学		1		
		生命倫理学	1			
		発生生物学	1			
		データサイエンス	1			
		法情報リテラシー		1		
		災害支援論Ⅰ	1			
		災害支援論Ⅱ		1		
		人間関係論	1			
		アクセシビリティリーダー論		1		
		運動障害・健康障害と心理		1		
	健康への追求	スポーツ理論・実技Ⅰ	1			
		スポーツ理論・実技Ⅱ	1			
		健康と食の科学	1			
		健康教育学		1		
		健康科学		1		
	国際言語の理解	英語コミュニケーションⅠ	1			
		英語コミュニケーションⅡ		1		
		中国語		1		
		韓国語		1		
職業専門科目	基礎医学	人体構造学Ⅰ	1		必修科目88単位 選択科目2単位以上	
		人体構造学Ⅱ	1			
		生理学Ⅰ	1			
		生理学Ⅱ	1			
		人体構造学実習	2			
		生理学実習	1			
		運動学Ⅰ	1			
		運動学Ⅱ	1			
		運動生理学	1			
		人間発達学	1			
		運動学実習	1			

		神経解剖学	1			
	臨床医学	病理学	1			
		内科学	1			
		整形外科学	1			
		神経内科学	1			
		精神医学	1			
		小児科学	1			
		リハビリテーション医学	1			
		スポーツ障害学	1			
		老年医学	1			
		薬理学	1			
		救急救命学	1			
		画像診断学	1			
		リハビリテーション栄養学	1			
		予防医学	1			
	保健医療福祉論	リハビリテーション概論	1			
		保健医療福祉論	1			
		公衆衛生学	1			
		地域包括ケアシステム論	1			
	基礎理学療法学	理学療法概論Ⅰ	1			
		理学療法概論Ⅱ	1			
		理学療法基礎セミナーⅠ	1			
		理学療法基礎セミナーⅡ	1			
		早期体験実習Ⅰ	1			
		早期体験実習Ⅱ	1			
	理学療法管理学	医療関係法規論	1			
		理学療法管理学	1			
	理学療法評価学	理学療法評価学Ⅰ	1			
		理学療法評価学Ⅱ	1			
		理学療法評価学実習Ⅰ	1			
		理学療法評価学実習Ⅱ	1			
		動作分析学	1			
		動作分析学実習	1			
	理学療法治療学	健康マネジメント論		1		
		日常生活活動学	1			
		物理療法学	1			
		運動療法学実習	1			
		運動器障害系理学療法学Ⅰ	1			
		運動器障害系理学療法学Ⅱ	1			
		運動器障害系理学療法学実習Ⅰ	1			
		運動器障害系理学療法学実習Ⅱ	1			

		神経障害系理学療法学Ⅰ	1			
		神経障害系理学療法学Ⅱ	1			
		神経障害系理学療法学実習Ⅰ	1			
		神経障害系理学療法学実習Ⅱ	1			
		内部障害系理学療法学Ⅰ	1			
		内部障害系理学療法学Ⅱ	1			
		内部障害系理学療法学実習	1			
		発達障害系理学療法学	1			
		発達障害系理学療法学実習	1			
		老年期障害系理学療法学	1			
		老年期障害系理学療法学実習	1			
		義肢装具学	1			
		運動障害・健康障害の自立活動論・指導法		1		
		スポーツ障害系理学療法学		1		
		生活環境学	1			
	地域理学療法学	集団支援論		1		
		サクセスフルエイジング論		1		
		地域理学療法学	1			
		バリアフリー論	1			
		地域理学療法学実習	1			
		子ども支援学		1		
	理学療法臨床実習	通所・訪問リハビリテーション実習	1			
		臨床実習Ⅰ	1			
		臨床実習Ⅱ	4			
		臨床実習Ⅲ	7			
		臨床実習Ⅳ	7			
展開科目	理学療法展開科目	地域創生論	2		必修科目12単位 選択科目8単位以上	
		世代間交流論	2			
		リーダーシップマネジメント論	2			
		高齢者健康づくり政策論		2		
		学校運営論		2		
		経営組織論	2			
		ヘルスケアマーケティング論		2		
		就労支援サービス論		2		
		教育相談		2		
		経営のための法律	2			
		財務会計論	2			
総合科目	応用理学療法学	理学療法研究法演習Ⅰ	2		必修科目4単位	
		理学療法研究法演習Ⅱ	1			
		応用理学療法学演習	1			

別表2（第12条第3項関係）

リハビリテーション学部作業療法学科　授業科目及び単位数

科目区分		授業科目の名称	単位数 必修	単位数 選択		備考
基礎科目	初年度セミナー	大学入門セミナー	1		必修科目12単位 選択科目8単位以上	次により、必修科目116単位、選択科目18単位以上を修得すること。 1. 基礎科目20単位以上 (1)必修科目12単位 (2)選択科目8単位以上 2. 職業専門科目90単位以上 (1)必修科目88単位 (2)選択科目2単位以上 3. 展開科目20単位以上 (1)必修科目12単位 (2)選択科目8単位以上 4. 総合科目4単位 (1)必修科目4単位
	人間と生活及び社会の理解	社会人基礎力		1		
		教育学	1			
		ジェンダー論		1		
		マナー接遇		1		
		社会学	1			
		文化人類学		1		
		生命倫理学	1			
		発生生物学	1			
		データサイエンス	1			
		法情報リテラシー		1		
		災害支援論Ⅰ	1			
		災害支援論Ⅱ		1		
		人間関係論	1			
		アクセシビリティリーダー論		1		
		運動障害・健康障害と心理		1		
	健康への追求	スポーツ理論・実技Ⅰ	1			
		スポーツ理論・実技Ⅱ	1			
		健康と食の科学	1			
		健康教育学		1		
		健康科学		1		
	国際言語の理解	英語コミュニケーションⅠ	1			
		英語コミュニケーションⅡ		1		
		中国語		1		
		韓国語		1		
職業専門科目	基礎医学	人体構造学Ⅰ	1		必修科目88単位 選択科目2単位以上	
		人体構造学Ⅱ	1			
		生理学Ⅰ	1			
		生理学Ⅱ	1			
		人体構造学実習	2			
		生理学実習	1			
		運動学Ⅰ	1			
		運動学Ⅱ	1			
		運動生理学	1			
		人間発達学	1			
		運動学実習	1			

		神経解剖学	1			
	臨床医学	病理学	1			
		内科学	1			
		整形外科学	1			
		神経内科学	1			
		精神医学	1			
		小児科学	1			
		リハビリテーション医学	1			
		スポーツ障害学	1			
		老年医学	1			
		薬理学	1			
		救急救命学	1			
		画像診断学	1			
		リハビリテーション栄養学	1			
		予防医学	1			
	保健医療福祉論	リハビリテーション概論	1			
		保健医療福祉論	1			
		公衆衛生学	1			
		地域包括ケアシステム論	1			
	作業療法学基礎	作業療法概論	1			
		作業療法基礎セミナーⅠ	1			
		作業療法基礎セミナーⅡ	1			
		早期体験実習Ⅰ	1			
		早期体験実習Ⅱ	1			
	作業療法管理学	医療関係法規論	1			
		作業療法管理学	1			
	作業療法評価学	作業療法評価学Ⅰ	1			
		作業療法評価学Ⅱ	1			
		作業療法評価学実習Ⅰ	1			
		作業療法評価学実習Ⅱ	1			
		活動分析学	1			
	作業療法治療学	健康マネジメント論		1		
		日常生活活動学	1			
		日常生活活動学実習	1			
		生活環境学	1			
		生活環境学実習	1			
		身体障害作業治療学	1			
		身体障害作業治療学実習	1			
		精神障害作業治療学	1			
		精神障害作業治療学実習	1			
		発達障害作業治療学	1			

		発達障害作業治療学実習	1			
		老年期障害作業治療学	1			
		老年期障害作業治療学実習	1			
		高次脳機能障害作業治療学	1			
		高次脳機能障害作業治療学実習	1			
		義肢装具学	1			
		義肢装具学実習	1			
		運動障害・健康障害の自立活動論・指導法		1		
		リハビリテーション工学	1			
		職業リハビリテーション学	1			
		カウンセリング論	1			
	地域作業療法学	サクセスフルエイジング論		1		
		地域作業療法学	1			
		バリアフリー論	1			
		地域作業療法学実習Ⅰ	1			
		地域作業療法学実習Ⅱ	1			
		子ども支援学		1		
	作業療法臨床実習	通所・訪問リハビリテーション実習	1			
		臨床実習Ⅰ	1			
		臨床実習Ⅱ	4			
		臨床実習Ⅲ	8			
		臨床実習Ⅳ	8			
展開科目	作業療法展開科目	地域創生論	2		必修科目12単位 選択科目8単位以上	
		世代間交流論	2			
		リーダーシップマネジメント論	2			
		体力測定実習		2		
		高齢者健康づくり政策論		2		
		学校運営論		2		
		組織経営論	2			
		ヘルスケアマーケティング論		2		
		生活・福祉基盤論		2		
		教育相談		2		
		経営のための法律	2			
		財務会計論	2			
総合科目	応用作業療法学	作業療法研究法演習Ⅰ	2		必修科目4単位	
		作業療法研究法演習Ⅱ	1			
		応用作業療法学演習	1			

別表3（第47条、第48条第1項関係）

リハビリテーション学部理学療法学科　入学検定料及び学生納付金

区分		金額
入学検定料		20,000円
学生納付金	入学金（入学時のみ）	300,000円
	授業料	900,000円
	施設設備費	350,000円
	実習費	200,000円

リハビリテーション学部作業療法学科　入学検定料及び学生納付金

区分		金額
入学検定料		20,000円
学生納付金	入学金（入学時のみ）	300,000円
	授業料	900,000円
	施設設備費	350,000円
	実習費	200,000円

アール医療専門職大学教授会規程

（目的）

第 1 条　この規程は、アール医療専門職大学学則第 57 条第 2 項の規定に基づき、アール医療専門職大学教授会（以下、「教授会」という。）の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条　教授会は、教授及び准教授（以下、「構成員」という。）をもって組織する。

2　教授会には、その他の者を加えることができる。

（審議事項）

第 3 条　教授会は、次の事項を審議する。

(1) 教育及び研究に関する事項
(2) 学生の単位取得に関する事項
(3) 学生の入学、退学、転学、留学、休学、復学及び除籍に関する事項
(4) 学生の卒業認定に関する事項
(5) 学生の賞罰に関する事項
(6) 教員の資格審査に関する事項
(7) その他、学長が必要と認める事項

2　第 1 項第 6 号に係る審議は、教授をもって行う。

（招集）

第 4 条　教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

2　学部長に事故があるとき又は学部長が欠けたときは、学部長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

（会議）

第 5 条　教授会の会議は、定例会議と臨時会議とする。

2　定例会議は、毎月特定の日を定めて開催する。ただし、審議する事項がないときは休会とし、事前に構成員に通知するものとする。

3　臨時会議は、学部長が必要と認めたとき又は構成員の 3 分の 1 以上の者から審議する事項を示して要求があったときに開催する。

4　教授会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

5　教授会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

6　教授会が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

7　教授会の議事については、議事録を作成し、構成員の閲覧に供しなければならない。

（事務）

第 6 条　教授会の事務は、事務局において行うものとする。

（雑則）

第 7 条　この規程に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則　この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。